

まつしげ町

MATSUSHIGE TOWN

No. **63**  
2016.3

# 議会だより

平成27年  
第4回定例会



松茂町議会議場

## 目次

- 議決の結果及び内容…………… 2 ページ
- 町政に対する一般質問…………… 4 ページ
- 常任委員会委員長レポート…………… 7 ページ
- 全員協議会報告…………… 10 ページ
- 地震・津波対策特別委員会報告…………… 11 ページ
- 平成27年度松茂町議会議員研修／  
第59回町村議会議長全国大会／編集後記…………… 12 ページ

発行／徳島県松茂町議会  
編集／松茂町議会広報特別委員会  
〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30  
TEL 088-699-8720 FAX 088-699-6010

## 議決の結果及び内容（詳しくは町HPの会議録をご覧ください。図書館でも閲覧可能です。）

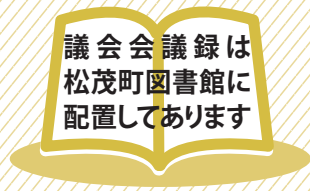
| 議案番号   | 件名及び内容   | 議決年月日     | 議決の結果 |
|--------|--|-----------|-------|
| 選挙第7号  | <b>松茂町選挙管理委員及び補充員の選挙について</b><br>◆松茂町選挙管理委員に大坪章夫氏、木内聖氏、下村稔氏、笹山武彦氏。補充員に第1順位に甲谷勝利氏、第2順位に鈴江俊二氏、第3順位に小杉弘志氏、第4順位に阿川芳昭氏が指名推薦により当選。                | 27年12月4日  | 選 挙   |
| 議案第58号 | <b>第五次松茂町総合計画基本構想の策定について</b><br>◆平成28年度から平成37年度を目標年次とする第五次松茂町総合計画基本構想を策定。  | 27年12月17日 | 原案可決  |
| 議案第59号 | <b>満穂コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について</b><br>◆指定管理者に満穂自治会、指定期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。  | 27年12月4日  | 原案可決  |
| 議案第60号 | <b>長岸コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について</b><br>◆指定管理者に長岸自治会、指定期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。  | 27年12月4日  | 原案可決  |
| 議案第61号 | <b>北地地区研修集会センターに係る指定管理者の指定について</b><br>◆指定管理者に北地自治会、指定期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。  | 27年12月4日  | 原案可決  |
| 議案第62号 | <b>松茂町老人福祉センター「松鶴苑」に係る指定管理者の指定について</b><br>◆指定管理者に社会福祉法人 松茂町社会福祉協議会、指定期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。                                    | 27年12月4日  | 原案可決  |
| 議案第63号 | <b>松茂町児童館に係る指定管理者の指定について</b><br>◆松茂町中央児童館、松茂町東部児童館、松茂町長原児童館、松茂町松茂児童館、松茂町喜来児童館の指定管理者に社会福祉法人 松茂町社会福祉協議会、指定期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。 | 27年12月4日  | 原案可決  |
| 議案第64号 | <b>長原ふれあい館に係る指定管理者の指定について</b><br>◆指定管理者に社会福祉法人 松茂町社会福祉協議会、指定期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。   | 27年12月4日  | 原案可決  |
| 議案第65号 | <b>中喜来地区農村公園に係る指定管理者の指定について</b><br>◆指定管理者に中喜来自治協議会、指定期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。  | 27年12月4日  | 原案可決  |
| 議案第66号 | <b>中喜来地区北部農村公園に係る指定管理者の指定について</b><br>◆指定管理者に中喜来自治協議会、指定期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。  | 27年12月4日  | 原案可決  |
| 議案第67号 | <b>中喜来地区農事集会所に係る指定管理者の指定について</b><br>◆指定管理者に中喜来自治協議会、指定期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。   | 27年12月4日  | 原案可決  |
| 議案第68号 | <b>豊岡地区農事集会所に係る指定管理者の指定について</b><br>◆指定管理者に豊岡自治会、指定期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。   | 27年12月4日  | 原案可決  |

| 議案番号        | 件名及び内容   | 議決年月日     | 議決の結果 |
|-------------|--|-----------|-------|
| 議案第69号      | <b>長原漁港製氷貯氷施設に係る指定管理者の指定について</b><br>◆指定管理者に長原漁業協同組合、指定期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。   | 27年12月4日  | 原案可決  |
| 議案第70号      | <b>松茂町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例</b><br>◆改正の主な内容は、町税の納付書、及び納入書に法人番号を記載する規定を削除する。   | 27年12月17日 | 原案可決  |
| 議案第71号      | <b>松茂町税条例の一部を改正する条例</b><br>◆改正の主な内容は、地方税法に定める地方税の猶予制度の規定の改正に伴い、申請手続等、一定の事項について定める。   | 27年12月17日 | 原案可決  |
| 議案第72号      | <b>松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例</b><br>◆松茂町の社会保障、税及び災害対策の分野で、個人番号を含む「特定個人情報」を利用、又は部局間で情報提供する事務を定める。 | 27年12月17日 | 原案可決  |
| 議案第73号      | <b>松茂町介護保険条例の一部を改正する条例</b><br>◆改正の主な内容は、保険料の「徴収猶予申請」時と「減免申請」時に、個人番号の記入を求める。  | 27年12月17日 | 原案可決  |
| 議案第74号      | <b>平成27年度松茂町一般会計補正予算（第3号）</b><br>◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,731万円を追加し、総額を62億5,097万4千円とする。  | 27年12月17日 | 原案可決  |
| 議案第75号      | <b>平成27年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）</b><br>◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,604万2千円を追加し、総額を19億9,375万9千円とする。  | 27年12月17日 | 原案可決  |
| 議案第76号      | <b>平成27年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）</b><br>◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ81万円を追加し、総額を1億212万円とする。  | 27年12月17日 | 原案可決  |
| 議案第77号      | <b>平成27年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）</b><br>◆既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ392万7千円を減額し、総額を5億4,802万5千円とする。   | 27年12月17日 | 原案可決  |
|             | <b>委員会の閉会中の継続調査について</b><br>◆総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、広報特別委員会及び地震・津波対策特別委員会は継続調査を行う。   | 27年12月17日 | 原案可決  |
| <b>追加議案</b> |  |           |       |
| 議案第78号      | <b>モーターボート競走の施行について</b><br>◆町財政の健全な伸長を図るためモーターボート競走法により、総務大臣の指定を受けて鳴門モーターボート競走場において実施する。   | 27年12月17日 | 原案可決  |

ついでに聞きたい!

# 町政に対する一般質問

本年最後の四回目の定例会が十二月四日から十七日にかけて開催されました。二日目に当たる七日には一般質問が行われました。多岐にわたる質問がなされ、今回も率直かつ有意義な質疑が行われたと思います。



## 佐藤 禎宏 議員



### 1 子どもはぐくみ医療費助成制度の引き上げについて

**Q** 小さいお子さん向けに各自治体が独自で上乘せ助成をしている「子どもはぐくみ医療費助成制度」は、町では小

学校修了時までとなっているが、県下の自治体の半数以上の十六自治体では中学校修了時までとなっている。十八歳までの自治体も二つある。私のもとには若い母親の方から、町も中学校修了時までにしてほしいという声が届けられている。同助成制度を中学校修了時までに行うことは子育て支援の充実に寄与することにもなるので、できるだけ早期に引き上げをお願いしたい。

**A** 子どもはぐくみ医療費助成制度は、議員ご指摘の

とおり、現在、町では小学校修了時までで、世帯の所得制限も付しております。来年度からは、まずはこの所得制限を廃止します。対象年齢の引き上げについても、現在計画中の町立保育所の民営化で町財政の負担軽減が図れ、これにより財政的裏づけが確保できれば、少子化対策・子育て支援策の充実の一つとして検討していきたいと思えます。

## 川田 修 議員



### 1 コミュニティバスの導入について

**Q** 十月末に名古屋近郊の豊山町と東郷町に議員研修で行った際、コミュニティバスは、山間部だけではなく都市近郊の町でも十分利用されている

ことを知った。近年は高齢者ドライバーによる交通事故も増えている。高齢者としても、自他との危険を避けるべく運転免許を返納したくても、現状、公共交通の便が悪く、気軽な外出だけでなく、買い物や通院など、生活に困ることが多いので、返納できないのが実情である。ちなみに昨年の町民アンケートの結果でも、町民満足度が二番目に低かったのが公共交通の便の悪さだった。

町では平成二十一年にコミュニティバスの試験運行をし、その際のアンケートによれば約四六%の方が利用したいと回答していたが、平成二十二年三月の一般質問における町側の回答は、コミュニティバスの導入は現在のところ未定とのことだった。あれから六年、ますます高齢化も進んでいて、ニーズも高まっていると思うので、早期にコミュニティバスを町内でも運行するよう検討を始めていただきたい。

A

平成二十一年にコミュニティバスを試験運行した際には極めて利用者が少なく、運行を継続的に維持できるかが不明な結果でした。高齢化が進んだ現在ではありますが、ニーズに関しては当時とそれほど変化していないと考えています。

また、民間による移動スパーが生まれてくるなど、新たな消費行動も見られるようになってきました。今後、社会状況を見ながらニーズの高まりがあれば検討してまいります。

高齢者の方々の交通の利便性向上については、例えば福祉バスの運行頻度を現状の倍にするなどして対応したいと思えます。

## 2 公共施設等総合管理計画について

Q

国全体のいわゆる社会インフラの老朽化が急速に進むことが見込まれる中、国は地方自治体とともに、その対策として平成二十五年十一月にイ

ンフラ長寿命化計画を策定し、各自自治体に、それぞれが管理する社会インフラに関して公共施設等総合管理計画を平成二十八年年度末までに策定することを求めている。町の対応状況はどうなっているか。また計画の実行段階において、現在の町の体制で十分対応はできるのか。

特に町では学校などの教育施設が公共施設の約四割と大きな比率を占めるが、現状の体制で大丈夫か。例えば県庁OBや民間人で、これら施設の管理業務の経験を有する人材を新たに雇い、継続的に管理してはどうか。そのほうが民間コンサルタントに委託するよりも経済的でもあると思うが。

A

現在、町では民間コンサルタントに町の公共施設の管理に関する基礎データの収集・整理を委託し、これをもとに計画策定の準備を進めています。現在のところ、国から求められる期限までには計画を

策定できる見込みです。

今回の公共施設等総合管理計画の総括部署は総務課とします。既に各課で策定済みの長寿命化計画も参考にしつつ、公共施設等総合管理計画を策定・実行していきますので、現状の体制でも計画の実行に支障がないと思います。また建築・設計等の専門的業務については、これまで同様、民間会社に委託するなどして対応します。この点は教育施設についても同様で、特に新たに専門職を雇う予定はありません。

## 板東絹代 議員



## 1 松茂町のイメージ戦略について

Q 松茂町の名の由来は、昔、新田開発に伴い築かれた

堤防上に松が植えられ、多くの松が生い茂る姿にあると言われる。現在、町花は松葉菊、町木は黒松だが、このことが町民の方々に忘れられていないか、心配になった。これら町のシンボルを大切にし、次世代に伝えていきたいと思い、以下の三点を提案する。町の見解を求める。

(1) 町花の松葉菊を大いに育て咲かせるため、各家庭がいつでもどこでも松葉菊を気軽に無料でもらえるように配布方法を検討するとともに、役場玄関や学校、町の各施設で育てる取り組みをしてはどうか。

(2) 町木の黒松も昔は町内の多くの場所で松林として、あるいは海岸線では防風林・防砂林としてあったが、昨今はその面積も激減し、残っている木も松くい虫の被害の心配がある。これら黒松の保護及び新規植栽に取り組んではどうか。

(3) 町には「マッピー」と「松ぼっくん」というシンボルマークがあり、広報紙やホー

ムページ上でよく見かけるが、さらに町のイメージ戦略を進める上で、新規に町民の皆様から公募して、いわゆるご当地キャラをつくり、各種イベントの盛り上げや町特産品のPRに活用してはどうか。

**A** (1)現在、松葉菊をはじめとする花の無料配布は、

松茂花づくり会の皆様のご協力を得て、年二回、春と秋に行っています。またこのときには各学校へも配布し、町施設へも同会の皆様で花を植栽しています。今後は、この協力関係をさらに充実させ、より多くの松葉菊をはじめとする花を育苗し、多くの場所で花が咲くまちづくりを努めたいと思います。

(2)議員ご指摘のとおり、現在、松林はほぼ海岸線に残るだけとなっています。これら残る松林は防風林・防砂林の機能もあるので、まずは海岸線の松林の保存・育成に努める

ため、町の森林整備計画にもとづき、県の助成を受けつつ、松くい虫被害の防止、被害を既に受けた樹木の伐採、その後の補植を地権者の同意を得て進めています。その他の地区についても、地権者等の土地の管理者に対して働きかけ、松林の保護・維持増進に努めてまいります。

(3)来年度には町の新庁舎が完成します。この節目にあわせ、町の愛らしいマスコットを、議員ご提案のとおり、町民の皆様から公募・選定し、着ぐるみなどを作製した上で、今後、行政サービスの潤滑剤として活用していきたいと考えています。



## 一森敬司 議員



### 1 マイナンバー制度のスムーズな運用について

**Q**

(1)いよいよマイナンバー制度が導入されるが、導入にあたって町内事業者及び個人に対する説明会の予定はあるか。また導入にあたっては、町職員が同制度に関する知識を共有し、町民の方から質問には共通した対応ができるようにしっかり教育研修をお願いしたい。特に高齢者の方には、わかりやすい説明に心がけていただきたい。

(2)マイナンバー制度を導入するためには、新たに機器を購入したり、既存システムを改修しなければいけないかと思う

が、その費用はどの程度になるか。また、これに対する国庫補助はどの程度あるか。

**A**

(1)町独自に事業者向け説明会を開く予定はありませんが、事業者の方々には県や税務署あるいは各事業団体が積極的に説明会を行っていますので、その情報を提供し、参加を促してまいります。

個人向けには、既に七月より、広報紙で毎号、マイナンバー制度の特集記事が掲載され、啓発パンフレットを各戸に配布したり、町民議会で説明を行っています。今後も各種団体の会合や研修会、町民議会等、さまざまな機会をとらえ、懇切丁寧に制度説明をしていきます。

また職員への教育研修についても、情報コンプライアンス意識を徹底し、町から特定個人情報漏洩を絶対に起こさないという強い意思をもって行い、マイナンバー制度を適

切に運用して  
まいります。

(2)マイナンバー  
制度導入にあ  
たっては、昨  
年は住民基本  
台帳システム



の改修関連として約九百八十  
万円を執行し、国からの補助  
は約九百万円（補助率約九  
〇％）でした。今年にネット  
ワークシステムの改修、町  
税・介護保険システム等の変  
更のため、執行済額と予定額  
を合わせ約七千八十万円が必  
要で、国からは総務省、厚生  
労働省からの補助で合計約二  
千二百四十万円（補助率約三  
〇％）となります。ただし、  
今年度については、今後、入  
札の結果次第では必要額の低  
減と、これによる補助率の増  
加が見込まれます。町として  
は、細心の注意を払い、シス  
テム改修に瑕疵がないよう慎  
重に進めてまいります。

## 佐藤 富男 議員



### 1 庁舎新築工事の基礎 工事について

**Q** 横浜市のマンションが傾  
斜したことを発端に、全  
国で多くの建物の基礎杭工事で  
データ改ざんがあったことが認  
められた。県内では、県立中央  
病院の基礎杭工事で二百五十四  
本のうち二十二本の杭でデータ  
の流用が認められた。これを受  
け、県では今後、すべての杭工  
事について職員を派遣すること  
で、杭がしっかり支持層（建物  
を支える硬い地盤）に到達して  
いること及びデータが適切に取  
得されていることを確認する体  
制を敷いた。

町では、津波防災センター・

中央庁舎建設工事において既に  
基礎杭打ち工事が始められてい  
るが、この工事が適正に行われ  
ていることを確認するため、町  
の対策はどうなっているか。



津波防災センター・中央  
庁舎建設工事においては、

基礎杭を二十八本打つことにな  
っています。この基礎杭が  
しっかり支持層に到達すること  
を確認するため、県と同様、町  
でも職員が全ての杭の検査に立  
ち会います。また今回の工事は、  
既に建設済みの議会棟と総合会  
館にはさまれた区画で実施され  
ますので、これら隣接する敷地  
のボーリング調査データと比較  
し、支持層が形成されている深  
さや分布が確認できます。これ  
らの方法により、杭の適正施工  
を注意深く  
検査確認し、  
建築物の安  
全確保に努  
めてまいり  
ます。



### 常任委員会 委員長レポート

第四回定例会における  
委員長報告は次のとおりです。  
（各会計の補正総額等は、議決の  
結果及び内容をご覧ください。）

#### 総務常任委員会

委員長 森谷 靖

付託された議案四件は、原案の  
とおり可決いたしました。  
この審議の中での主なものを  
報告いたします。

#### 松茂町税条例等の一 部を改正する条例の 一部を改正する条例

この改正は、地方税法施行規  
則等の一部を改正する省令が、  
本年九月三十日に公布されたこ  
とに伴い、本年六月の第二回定  
例会で議決しました「松茂町税  
条例等の一部を改正する条例」  
に係る条項を改正するもの  
です。

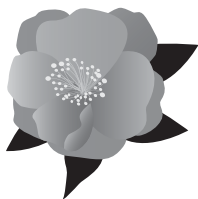
改正の主な内容は、町が作成

する町税の納付書及び納入書について、法人にあっては、法人番号を記載する旨の規定を削除するものです。

## 松茂町税条例の一部を改正する条例

この改正は、地方税法に定める地方税の猶予制度の規定の改正に伴い、申請手続等、一定の事項については、条例で定めることとされたことから、松茂町税条例に、関係する条項を新たに設置するものです。

新設する主な内容は、徴収猶予の申請手続や申請による換価の猶予等について、申請書に記載する事項や添付する書類等を規定するものです。



### ○主な質疑事項

**Q** 徴収猶予をする場合の徴収率はどのようになるのですか。

**A** 徴収猶予分については、一時的に徴収率は悪くなります。

## 松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

この条例は、平成二十八年一月一日に、いわゆるマイナンバー、個人番号の利用が始まることから、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第二項及び第十九条第九号の規定に基づき、松茂町の社会保障、税及び災害対策の分野で、個人番号を含む「特定個人情報」を利用、又は部局間で情報提供する事務を定めるものです。

## 平成二十七年度松茂町一般会計補正予算(第三号)(所管分)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千七百三十一万円を追加し、補正後の総額

を歳入歳出それぞれ六十二億五千九百七十四千円とするものです。

歳入の地方特例交付金で三百六十六万三千円及び地方交付税の普通交付税で七千四百四十万四千円の増額補正は確定によるものです。総務費県委託金で四十万円の増額補正は、選挙人名簿システム改修費委託金等の見込みによるものです。雑入で板野東部消防組合分担金繰越金返納金で一十二百四十二万円の増額補正は、平成二十六年決算の確定によるものです。職員派遣費交付金で二百六十九万八千円の減額補正は、徳島東部地域環境施設整備組合設立が白紙撤回されたことによるものです。

歳出の財政調整基金費で一億五千二百七十八万九千円の増額補正は、今回の補正による剰余金を基金に積み立てるものです。選挙管理委員会費で百三十万円の増額補正は、有権者の年齢が十八歳以上に引き下げられたことに伴い委託業務で選挙人名簿

システム改修などを行うものです。消防費で五千五十二万二千円の減額補正は、板野東部消防組合が実施する指令センター更新事業について当初は、平成二十七年の単年事業として実施する予定でありましたが、変更により平成二十七年、平成二十八年の二カ年の継続事業となったことによるものです。

## 産業建設常任委員会

委員長 一森 敬司

付託された議案三件は、原案のとおり可決いたしました。

この審議の中での主なものを報告いたします。

## 平成二十七年度松茂町一般会計補正予算(第三号)(所管分)

歳出の清掃総務費の償還金利息及び割引料で三十四万五千円の増額補正は、町有豊久墓地の使用に関し、二名の方から返還の申し出があり、条例の規定により返



還金を計上するものです。商工振興費で二百二十二万円の減額補正は、海水浴場監視及び安全対策委託料の確定によるものです。操出金の農業集落排水特別会計操出金で八十一万円の増額補正及び公共下水道特別会計操出金で一十三万九千三百円の減額補正は、財源調整のため補正するものです。

## 平成二十七年 度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第二号）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八十一万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ一億二百十二万円とするものです。

歳入の一般会計繰入金で、八十一万円の増額補正は、歳出補正の財源に充てるものです。歳出の集落排水事業管理費の需用費で百三十五万円の増額補正は、中喜来中継ポンプの非常通報装置等を修繕するものです。委託料で五十

四万円の減額補正は、委託業務の執行により不用額を減額するものです。

十一月末現在の接続状況は、長岸地区が約九三・九%、中喜来地区が約六五・七%、北川向地区が約七三・一%、事業全体三地区合計で約七二%の接続率です。

## 平成二十七年 度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第二号）

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ三百九十二万七千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ五億四千八百二十五万円とするものです。

歳入の一般会計繰入金で、一十三万九千三百円の減額補正は、歳入歳出の財源調整によるものです。雑入で六百四十六万六千円の増額補正は、平成二十六年消費税の額の確定による還付金です。歳出の公共下水道建設費で二百九十八万二千円、及び公共下水道管理費で九十四万五

千円の減額補正は委託業務の執行により不用額を減額するものです。

十一月末現在の接続状況は、公共汚水ます設置戸数一千百三戸に対し、接続完了戸数が五百九十九戸で、約五四・三%の接続率です。

## 教育民生常任委員会

委員長 佐藤 富男

付託された議案三件は、原案のとおり可決いたしました。この審議の中での主なものを報告いたします。

## 松茂町介護保険条例の一部を改正する条例

この条例改正については、個人番号の利用開始に関連して、介護保険法施行規則が改正されたことから、個人番号を利用して処理する事務において、各種申請書の項目に個人番号を追加するため改正を行うものです。



## 平成二十七年 度松茂町一般会計補正予算（第三号）（所管分）

歳入の民生費国庫負担金で一千万三千五百五十万円の減額補正及び民生費県負担金で二百六十一万三千円の減額補正は、児童手当の確定によるものです。民生費国庫補助金で六百四十八万二千円の減額補正は、臨時福祉給付金等給付事業の給付の実績によるものです。過年度収入で二百五十九万三千円の増額補正は、平成二十六年確定による国庫負担金精算交付によるものです。

歳出の障害者福祉費で三十六万四千円の増額補正は、平成二十六年確定による国庫支出金返納金を増額するものです。臨時福祉給付金等給付事業費で、五百七十九万五千円の減額補正は、支給

決定者の確定によるものです。児童福祉総務費で一千六百三万八千円の減額補正は、児童手当の確定による一千六百五十八万円の減額補正と平成二十六年確定による国庫支出金返納金五十四万二千円を増額補正するものです。老人福祉費で八十九万八千円の減額補正は、敬老福祉手当の対象者の確定によるものです。老人保健費で七十九万五千円の増額補正は、平成二十六年度の徳島県後期高齢者医療広域連合負担金の確定によるものです。喜来小学校費で三十二万二千円の増額補正は、教育環境整備のため備品購入費を増額するものです。歴史民俗資料館費の委託料で百四十二万二千円の減額補正は、燻蒸業務を執行した結果、不用額を減額するものです。操出金の国民健康保険特別会計操出金で、六十万二千円を増額補正するものです。

#### ○主な質疑事項

**Q** 敬老福祉手当の未申請者について、民生委員の協力を求めていますか。

**A** 民生委員の活動の中でお願いしていきます。

### 平成二十七年松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五千六百四万二千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ十九億九千三百七十五万九千円とするものであります。

歳入の前期高齢者交付金で四千六百三万四千円の増額補正は確定によるものです。一般会計繰入金で六十万二千円及び繰越金で二百八十八万四千円の増額補正は、歳出の増額補正分の財源として充てるものです。一般第三者納付金で七百二十二万二千円の増額補正は、交通事故等の第三者行為により納付されたものです。

歳出の一般管理費で、六十万二千円の増額補正は、歳入補正の第三者納付金に伴う事務手数料

料として国保連合会へ支払うためのものです。一般療養給付費で三千四百八十三万三千円、一般療養費で六十九万二千円、一般高額療養費で一千二百七十八万九千円、退職者等高額療養費で二百八十八万四千円の増額補正は、三月までの見込みによるものです。後期高齢者支援金で七百七十六万三千円の増額補正及び介護納付金で二百八十二万一千円の減額補正は、確定によるものです。

### 全員協議会報告

平成二十七年十二月四日議員全員、町長はじめ担当課職員出席のもと、町づくりに関する重要事項について協議いたしましたので、主な内容を報告します。

### 第五次松茂町総合計画基本構想及び総合戦略計画について

平成十八年度から本年度まで

の「第四次松茂町総合計画」の計画期間十年間には、東日本大震災の発生に伴う防災意識の高まりや環境とエネルギーの両立、TPPによる農業や地域産業への影響、進行する少子高齢化など社会情勢に様々な変化がありました。

このような動向を的確に把握対応し、さらに町が発展し続けることを目指して、平成二十八年度を初年度とし、平成三十七年度を目標年度とする本町の最上位計画であります「第五次松茂町総合計画」を策定したものです。

「総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成されており、「基本構想」は総合計画の骨格となるもので、将来像や基本目標を設定し、それを実現するための施策の体系等を示す十箇年の長期構想です。

次に「松茂町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」については、対象期間を平成二十七年から平成三十一年

度の五年間とし、国の長期ビジョンや総合戦略を勘案しつつ、町における人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、目標や施策の基本的な方法、具体的な施策をとりまとめめるものだという説明がありました。

### 徳島阿波おどり空港臨空用地への企業の進出状況について

徳島県が分譲・貸付を進めている臨空用地について、倉庫や卸売業を対象とした流通施設用地一区画について空きがあり、進出企業を再募集した結果、一社の進出企業が決定しました。この結果、臨空用地の全二十三区画が全て埋まることとなりましたという説明がありました。



### 徳島東部地域環境施設整備計画について

平成二十四年七月に七市町村により設置された徳島東部地域環境施設整備推進協議会において、ごみ焼却施設及びリサイクルセンターの建設について検討を行ってきましたが、施設建設候補地の住民らから計画に対して反対運動が起りました。去る十一月三十日、第四回協議会が開催され、建設候補地について白紙撤回の承認、計画案は廃案、協議会は解散することになりました。今後、松茂町は、現施設を維持補修により適切に管理しながら、新施設建設の場合は、連携も含め多面的に改めて検討しますという説明がありました。

### まつしげ保育所民営化に関する進捗状況について

前回報告以降のまつしげ保育所民営化選定委員会での協議内

容等進捗状況について説明がありました。



### マイナンバー制度について

松茂町の通知カードの配達状況は、平成二十七年十月二十五日から開始し、十一月初旬に配達は終了しています。

また、返戻された通知カードは、異動を確認の上、案内文書を随時発送していますという説明がありました。

### 地震・津波対策特別委員会報告

平成二十七年十二月四日に委員会を開催いたしましたので、

主な内容を報告します。

### 津波避難タワーの計画について

町内の四地区(中喜来の西北部、北東部、広島北川向、長原)の一部の住民が避難が困難な状況であり、平成二十七年六月下旬から七月上旬にかけて各地区の自主防災会長及び役員等に避難困難地域の説明を行い、各地区における津波避難対策について地元意見のとりまとめを依頼しています。

このたび、中喜来地区から汚水処理場の北側の北部農村公園(南淵一八一)に津波避難タワーの設置要望があり、本年度の津波避難対策緊急事業計画で、中喜来地区での申請を進めます。

また、残る三地区についても地元意見の集約ができ次第、年次的に津波避難施設を整備しますという説明がありました。

## 平成27年度 松茂町議会議員研修

10月28日(水)～10月30日(金)の3日間、愛知県豊山町、東郷町、西尾市の3市町及び国土交通省中部地方整備局伊勢湾水理環境実験センターへ地域の振興と防災対策について、議会議員の行政視察研修を実施しました。

愛知県豊山町では、県営名古屋空港が所在し、空港を活用したまちづくりとコミュニティバスの運行状況や行政サービス向上のための取り組みについて視察をしました。特に、中部国際空港が開港した後の空港ビル周辺の商業施設誘致や空港を核とするまちづくりが、同じ空港のある町として参考になりました。

次に、東郷町では、「セントラル開発」というバスターミナルや商業施設を核とする土地区画整理事業の取り組みについて視察をしました。

西尾市では、各学校での「おやじの会」という保護者の方の防災に対する取り組みと全市民を対象とした防災訓練について視察をしました。

また、国土交通省中部地方整備局伊勢湾水理環境実験センターでは、伊勢湾周辺を再現した実験水槽で疑似津波を発生させ、外洋から湾内に津波が押し寄せる様子や地震による液状化現象のメカニズムなどについて説明を受け、理解を深めました。

このたびの行政視察で調査研究したことを、我が町の振興と防災対策に活かしていきたいと考えています。



## 第59回町村議会議長全国大会



11月11日(水)の正午より東京都のNHKホールにおいて、第59回町村議会議長全国大会が開催され、徳島県内の町村議会議長が参加しました。

大会では地方創生の実現をめざすため、「東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立」「地方創生の推進」「地方税財源の充実強化」「参議院選挙制度改革に関する特別決議」など各種要望、決議、特別決議が発表され、それぞれ全会一致で決定されました。

大会終了後には、建築家の安藤忠雄東京大学名誉教授による「地方の明日を創る」と題した特別講演が行われました。

### 編集後記

今年(丙申)は、形がはつきりする、固まってきたという成長段階といわれています。前回の丙申は六十年前、一九五六年。日本は戦前の経済水準を超えるまでに回復し、「もはや戦後ではない」という言葉が流行しました。

今年、「第五次松茂町総合計画」及び「松茂町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」の実施段階に入ります。より良い松茂町実現のため、私たち議員も頑張るまいります。

#### ◆議会広報特別委員会

- 委員長 佐藤道昭
- 副委員長 原田幹夫
- 委員 佐藤禎宏
- 委員 板東絹代
- 委員 鎌田寛司